

④ 以下の作業につきましては、作業休止日または時間外に作業を行う場合があります。

- 騒音・振動の影響の少ない建物内部仕上げ工事等
- 災害等緊急時の防災工事
- 諸官庁、所轄警察署の指導による作業日時の指定のある作業
(現在指導が想定される作業：電気・ガス・上下水道等施設関係つなぎ込み作業・通行規制がある車両の搬出入・防護構台の設置・解体、及びタワークレーンの解体)
- 品質に影響を及ぼすため、施工上継続して行わなければならない中止できない作業
(例；コンクリート打設作業)・ 予期することが出来なかった突発事故（例；交通事故、交通渋滞、機械の故障等）が生じ中止できない作業。